

公安委員会定例会議開催状況

1 開催日時 令和8年8月5日（水）午前9時43分から午後0時37分まで

2 開催場所 公安委員会室

3 出席者

(1) 公安委員会

入内島委員長 有田委員 久保田委員

(2) 警察本部

本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長
情報通信部長 首席監察官 サイバーセンター長 警察学校長 地域部参事官
訟務室長 生活安全企画課長 暴力団対策室長 交通指導課長 交通規制課長
運転免許課長 運転管理課長 運転管理課聴聞官 警備第一課長 警備第二課長
外事課長 公安委員会室長

4 議事の概要

(1) 報告事項

ア 群馬県警察犯罪被害者等支援基本計画の策定について

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「素晴らしい計画だと思うので、犯罪被害に遭われた方々のためにも、この計画に基づいた各種施策の推進をお願いしたい。」と意見があった。

イ 特殊詐欺認知状況について（令和8年上半期）

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「特殊詐欺の増加傾向に対しては、今後も啓蒙活動や金融機関との連携により、被害を未然に防ぐ対策を継続していただきたい。」と意見があった。

ウ ストーカー・配偶者暴力事案の対応状況について（令和8年上半期）

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「事案対応の増加は、県民にとっては心強い一方で、対応職員の負担増加の心配はないか。」と質問があり、警察本部から「対応職員の負担減少のためにも、警察本部と警察署で連携しながら、県民の不利益にならないよう対応を継続していきたい。」と回答があった。

エ 児童虐待事案の取扱状況について（令和8年上半期）

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「児童の将来のためにも、被害防止や事件対処の取組を継続して推進していただきたい。」と意見があった。

オ 刑法犯の認知・検挙状況について（令和8年上半期）

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「本県の刑法犯認知件数が今年減少傾向にあることは、これまで実施してきた対策や検挙活動の成果であるから、引き続き対策と検挙の両面から取組をお願いしたい。」と意見があった。

カ 前橋市居住の男性に対する強盗殺人事件被疑者の検挙について

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「裏付け捜査等を徹底して、全容解明に努めていただきたい。」と意見があった。

キ J R 高崎駅周辺における公務執行妨害等被疑者の検挙について

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「周辺地域の安全安心のためにも、余罪等を含めて徹底的に捜査を尽くしていただきたい。」と意見があった。

ク サイバー総合対策の推進状況等について（令和 8 年上半期）

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「日々高度化するサイバー犯罪に対処するため、対策や人材育成を今後も継続して推進していただきたい。」と意見があった。

(2) 決裁事項

ア 警察職員の職務執行に対する苦情の処理について（2 件）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

イ 公文書開示請求書の受理及び決定について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ウ 警察法第 60 条第 1 項の規定による援助の要求について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

エ 行政訴訟控訴事件等の判決について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

オ 生活安全部所管の公安委員会事務に関する専決状況について（令和 8 年第 2 四半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

カ 組織犯罪対策第二課所管の公安委員会事務に関する専決状況について（令和 8 年第 2 四半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

キ 交通指導課所管の公安委員会事務に関する専決状況について（令和 8 年上半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ク デマンドバスの停留所における駐停車に関する公安委員会の合意及び公示について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ケ 運転免許課所管の公安委員会事務に関する専決状況について（令和 8 年上半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

コ 運転管理課所管の公安委員会事務に関する専決状況について（令和 8 年上半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

サ 行政処分の意見聴取結果について

警察本部から、当日実施した運転免許行政処分対象事案 9 件の意見聴取結果及び 5 件の聴聞結果について説明があり、決裁した。

シ 警察法第 60 条第 1 項の規定による援助の要求について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ス 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に係る公安委員会事務の専決状況について（令和 8 年第 2 四半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

セ 群馬県集団示威運動等に関する条例に係る公安委員会事務の専決状況について（令和 8 年第 2 四半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ソ 警察法第 60 条第 1 項の規定による援助の要求について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。